

## 養護教諭を巡る「学校看護」のとらえ方についての動向

### "School Nursing" in *Yogo* Teachers: A Review about the Perspective of School Nursing

上村 弘子<sup>\*1</sup>・山田 玲子<sup>\*2</sup>・葛西 敦子<sup>\*3</sup>・

Hiroko KAMIMURA<sup>\*1</sup> · Reiko YAMADA<sup>\*2</sup> · Atsuko KASAI<sup>\*3</sup> ·

松枝 瞳美<sup>\*1</sup>・三村由香里<sup>\*1</sup>・福田 博美<sup>\*4</sup>・佐藤 伸子<sup>\*5</sup>

Mutsumi MATSUEDA<sup>\*1</sup> · Yukari MIMURA<sup>\*1</sup> · Hiromi FUKUDA<sup>\*4</sup> · Nobuko SATO<sup>\*5</sup>

#### 要 旨

本研究では、先行研究において「学校看護」という用語がどのように取り扱われてきたのかを「学校看護」を議論した文献を中心に概観し、養護教諭養成における「学校看護」のとらえ方に関する動向を明らかにすることを目的とした。

「学校看護」をキーワードとして抽出された82件の文献を分析した結果、「学校看護」は、1980年代に広く使われ、議論された用語であった。1980年代は、看護に関する知識・技能を用いて展開する「養護活動」のことを指していたと考えられるが、当時の議論は、位置づけに関する議論「看護の一部としての養護」なのか「養護の一部としての看護」なのかについての議論が中心であった。とりわけ、救急処置に関する事項は、看護能力を必要とするることは明白であったが、一方で、学校（養護教諭）独自の技術や能力が必要であることは、多くの文献に共通した指摘事項であった。1990年以降は、養護教諭の活動に対して「学校看護」を使用することそのものが少なくなった一方で、養護教諭養成においては、「看護学」10単位の修得が必須であり、養護教諭が養護実践を展開する上で必要な看護に関する知識・技術を「学校看護」または「学校看護学」としてとらえていた。しかし、その内容は統一されていないことから、「学校看護」に関する検討を行い、養護教諭の実践において学校で必要とされる看護を取り上げることの重要性を、共通して論じていた。

キーワード：学校看護、養護教諭、養護実践

Key Words : School Nursing, *Yogo* teachers, *Yogo* practice

#### I. はじめに

養護教諭は、「児童の養護をつかさどる」教育職員であり、児童生徒等の「養護」をその職務としている。2017（平成29）年4月1日現在、養護教諭一種免許状を取得できる大学は、135大学162学科である<sup>1)</sup>。

162学科の内訳は、教育系、看護系、栄養系、健康・スポーツ系、心理系と多様であり、養護教諭として必要な資質能力をそれぞれの大学でいかに育てていくのかは、重要な課題である。教育職員免許法上、養護教諭一種免許状の取得に必要な単位として、養護に関する科目28単位の修得があるが、そのうちの10単位を

\*1 岡山大学大学院教育学研究科

Graduate School of Education Okayama University

\*2 北海道教育大学医学部看護学教室

Department of Clinical Science and Nursing, Hokkaido University of Education

\*3 弘前大学教育学部教育保健講座

Department of School Health Science, Faculty of Education, Hirosaki University

\*4 愛知教育大学養護教育講座

Department of School Health Science, Aichi University of Education

\*5 熊本大学大学院教育学研究科

Graduate School of Education, Kumamoto University

「看護学（救急処置及び臨床実習を含む。）」が占めている。すなわち、養護教諭養成において学ぶべき「看護学」の内容は、養護教諭の力量形成の大きな割合を占めているといえる。一方で、養護教諭に必要な看護に関する力量は、医療機関等で必要とされる看護能力とは異なるはずであり、養護教諭養成に必要な「看護学」を明確にする必要がある。養護教諭が学校で行う看護については、1970（昭和45）年ごろから「学校看護」という用語が使用されている。しかし、「学校看護」という用語については、とらえ方に議論があり、広く一般化された定義に至っていない。

そこで本研究では、先行研究において「学校看護」という用語がどのように取り扱われてきたのかを「学校看護」を議論した文献を中心に概観し、養護教諭養成における「学校看護」のとらえ方に関する動向を明らかにすることを目的とした。

## II. 資料収集の方法

2019（平成31）年3月にCiNii（NII学術情報ナビゲータ）を用いて、「学校看護」をキーワードに文献検索したところ、201件が抽出された。そのうち、重複する19件は除外した。次に、著者および調査対象者の所属に高等学校看護学科、専門学校看護学科等の「学校看護」という表記を含むため抽出されたと考えられる95件を除外した。さらに、抄録および本文を読んだ結果、「学校看護」に関連する内容を含んでいない7件を除外した。

加えて、筆者が所属する大学に所蔵されていた1925（大正14）年に第3版が発刊された「學校看護法」<sup>2)</sup>および1928（昭和3）年に文部省が発刊した「學校看護」<sup>3)</sup>を日本の歴史上重要な書籍と考え、分析対象に加えた。

以上の手順により、82件の文献を分析対象とした。

## III. 資料分析の結果

分析対象とした82文献の記述内容を概観したこと、1)「学校看護」に関すること、2)「養護」に関すること、3)「学校看護婦」に関すること、4)学校における「看護師」に関すること、5)「諸外国のスクールナース」に関すること、6)「看護師養成」に関すること、7)「養護教諭養成」に関すること、8)「医療的ケア」に関すること、9)「特別支援教育」に関すること、10)「保健教育」に関すること、の10項目の内容に分類できた。その文献数を発行年をもとに示したところ、表1のようになった。

### 1) 「学校看護」に関すること

「学校看護」そのものの内容を取り上げた文献は15件であり、そのうち、本文において「学校看護」に言及したもののは9件であった（表2）。

1975（昭和50）年、飯田<sup>4)</sup>は1972年、1973年、1974年に実施された「学校看護をめぐる自由集会」の報告では、「養護教諭に必要な看護とは何か」が主な討議の柱であり、養護および看護の概念の明確化の必要性を指摘している。高松<sup>5)</sup>は、1977（昭和52）年行われた「第6回学校看護自由集会」の記録を残している。この記録の中で、安藤は、養護教諭が「学校看護」という言葉に抵抗を感じていると述べている。堀内<sup>6)</sup>は、養護教育に必要な看護教育について、議論を深める必要があると指摘している。一方で、前述した飯田は、今後の展望として、「養護診断をし、養護計画を立てて行うものを救急看護」、「総合看護の中の学校看護または地域看護の中の学校看護として体系化」することの必要性を指摘している。

表1 「学校看護」に関する文献

内容	件数	1969年以前	1970～1979年	1980～1989年	1990～1999年	2000～2009年	2010年以降
1) 「学校看護」に関すること	15		2	10	1	1	1
2) 「養護」に関すること	2					1	1
3) 「学校看護婦」に関すること	32	2	1	1	4	11	13
4) 学校における「看護師」に関すること	13				2	1	10
5) 「諸外国のスクールナース」に関すること	5	1					4
6) 「看護師養成」に関すること	2						2
7) 「養護教諭養成」に関すること	3					1	2
8) 「医療的ケア」に関すること	7					3	4
9) 「特別支援教育」に関すること	2					1	1
10) 「保健教育」に関すること	1				1		
計	82	3	3	11	8	25	32

表2 「学校看護」のとらえ方

文献No.	著者	発行年	タイトル	「学校看護」についての記述
5)	高松むつ	1978	自由集会「学校看護集会」に関する記録（第24回日本学校保健学会の記録-2-〈特集〉）	安藤：「学校看護」という言葉に抵抗を感じている 飯田：養護診断をし、養護計画を立てて行うものを救急看護／総合看護の中の学校看護または地域看護の中の学校看護として体系化の必要性
7)	福田邦三	1980	学校看護と学校養護	学校における養護活動の中に含まれた傷病者の世話に限られた部分
8)	白戸三郎	1980	学校看護と養護教諭	学校看護は、学校保健看護あるいは学校保健ケアと呼んだ方が適切（プライマリ・ケアとしての役割）
10)	小林冽子	1980	養護教諭の職務を考える	総合看護（問題の把握、判断と解決・援助）と共にするが「救急養護学」という考え方もある
12)	橋本秀子	1980	学校看護の専門性 -- 看護の中の位置づけと問題点	学校看護は、学校という社会的機能の真の目的を達成せしめる上に、看護という専門機能をいかに機能せしめていくかという性格をもつ。この性格の上に立って、特別な看護技術が開発されて初めて独立するのであろう。
14)	飯田澄美子	1980	看護と養護をめぐって(2) 学校看護研究会より	学校看護という場合には、教育的機能を持つ個人及び集団の中で看護機能が生かされていくこと、即ち他の一般教師とは異なる質の健康の援助が行われることを意味している
15)	池田哲子	1980	養護教諭養成課程における看護の位置づけ	看護概念の拡大により、「養護」を包括することができる／学校教育を基盤とする、教師としての看護活動
18)	藤井寿美子	2004	看護理論を学校看護に活用	学校においても根柢に基づく学校看護が必要である
19)	大原榮子他	2011	養護教諭の専門性と学校看護の捉え方についての研究	「学校看護」が「学校教育の中で児童生徒の人間形成に携わると共に、子どものニーズに対応できるように、健康管理と保健指導（学校内外での連携を含む）を通じてそれに応えていく」ことができるであろう「救急時のみならず、精神的、身体的、社会的に健康を目指す看護を学校教育全体の中での活動」ととらえる

1980（昭和55）年、日本学校保健学会は同学会の学術雑誌である学校保健研究において、『特集「学校看護」を考える』を組んでいる。この特集の冒頭、福田<sup>7)</sup>は、「学校看護という語を筆者は平素使わない」とした上で、「学校における養護活動の中に含まれた傷病者の世話に限られた部分を指す」としている。白戸<sup>8)</sup>は、「学校看護はむしろ学校保健看護と呼んだ方がよい」と述べている。養護教諭の主たる役割は、School Health Care（学校保健ケア）であり、学校保健のプライマリ・ケアの果たす役割を指摘している。萱場<sup>9)</sup>は、養護教諭の職務を17項目に分類し、実態やその職務への意識を調査している。職務内容の調査項目として「学校看護」の表記はなく「救急看護」として示しており、「救急看護」は小学校養護教諭の70%以上が重要と考える職務であったと報告している。小林<sup>10)</sup>は、養護教諭の職務（活動）のあり方を子どもの健康問題を見抜く力、子どもの健康問題をつなぎ合わせて、環境や要因をとらえる取組、得た情報をもとに総合的に把握していくことが必要であると指摘しているが、「学校看護」を用いての説明はしていない。土屋<sup>11)</sup>は、「養護教諭の職務には、集団の保健管理と個別の保健指導、救急看護がある」とした上で、学校での事故災害等の原因の把握や対策の重要性を指しているが、「学校看護」についての言及はない。橋本<sup>12)</sup>は、学校看護の確立の必要性を指摘し、「学校看護は、学校という社会的機能の真の目的を達成せしめる上

に、看護という専門機能を、いかに機能せしめていくかという性格をもつ」としている。具体的には、医療の対象とならないもしくは医療の対象となる前の段階にある児童・生徒を対象とするケアを指している。堀内<sup>13)</sup>は、8回にわたる「看護と養護をめぐる自由集会」の経過から、「学校の保健室で、訴えをもって訪れる子どもの状態を判断し対処するという養護教諭の活動」について、看護の過程よりはむしろ医師の診断過程に通じる、とする意見を示している。一方で、総合看護とは、健康のあらゆるレベルに応じて、健康上の問題の把握・判断と解決・援助を行うことであり、看護としての共通点があるとする意見も示した上で、「看護と養護」の課題は残されているとしている。飯田<sup>14)</sup>は、「看護と養護とは、基本的な考え方において違うものではない。」とした上で、「学校看護という場合には、教育的機能を持つ個人及び集団の中で、看護の機能が生かされて行くこと、すなわち一般教師とは異なる質の健康の援助が行われることを意味している。」と述べている。池田<sup>15)</sup>は看護の概念は養護を包括するとし、「学校看護は、学校教育を基盤とする教師としての看護活動」として説明している。宮部<sup>16)</sup>は、養護教諭をSN (School Nurse) と表した上で、SNは教師であるが、看護を基盤として活動しており、SNの機能=看護の機能であるとしている。この特集においては、「学校看護」が、学校教育の場で養護教諭によって、展開されるものとして共通の認識で論述

されているが、「看護の概念に養護が包括される」または「養護の専門性の一部として看護がある」という議論が展開されている。「学校看護」のとらえ方としては、傷病者の世話や救急処置を中心に、学校保健ケア（プライマリヘルスケアの役割）、健康課題に対する教育的かかわり等、養護教諭の活動を指していた。

1994（平成6）年、藤原<sup>17)</sup>は、「学校看護の歴史的考察」の中で、養護教諭制度の歴史を論説している。その中で、養護教諭の仕事は看護であるという思いを述べているが、「学校看護」をどのようにとらえるかについての指摘はない。2004（平成16）年、藤井<sup>18)</sup>は、「学校看護」を養護教諭が行う学校での看護活動ととらえ、養護教諭に必要な看護能力をヴァージニア・ヘンダーソンの基本的看護要素の14項目から考察している。2011（平成23）年、大原<sup>19)</sup>は「学校看護」のとらえ方について、現職養護教諭に対する調査を行っている。養護教諭が「学校看護」に関連する執務としてあげたものは、救急処置、健康観察、伝染病の予防、健康診断、欠席把握、保健指導など多くの執務と関連する内容と考えていることを報告した上で、学校看護を「救急時のみならず、精神的、身体的、社会的に健康をめざす看護であり、学校教育全体の中での活動」ととらえると述べている。

以上のように、「学校看護」を取り上げた文献を概観すると、「学校看護」は養護教諭が学校で行う看護活動としてとらえていることが伺えた。

## 2) 「養護」に関するここと

「学校看護」をキーワードとする文献の中でも、「養護」の内容を議論する文献2件が抽出された。杉浦<sup>20)</sup>は、教育学における「養護」を冠することになった養護教諭歴史を概説している。大野<sup>21)</sup>は、養護実践における保健室経営の重要性を指摘している。いずれも学校看護婦の取組から、養護訓導の制度に発展し、現在の養護教諭制度に至ることを説明しており、「養護」の内容としての「学校看護」について言及する記述は見られなかった。

## 3) 「学校看護婦・学校看護師」に関するここと

養護訓導以前の「学校看護婦」に関する文献は32件あった。1969（昭和44）年以前の文献のみならず、2000（平成12）年以降もその歴史をひもとく研究がなされていた。学校看護婦の位置づけやその職務内容について述べているものが多いが<sup>22-32)</sup>、その職務内容を「学校看護」として説明するものはわずかであった。

佐久間ら<sup>33)</sup>は、1929（昭和4）年に文部省学校衛生官であった岩原の著書である『學校看護法大意』の中で記述している『學校看護の仕事は臨床看護の仕事と、全く其の趣きを異にし、一面に於ては衛生的看護なると共に他面に於ては教育的看護にして、教育衛生なる獨得の立場に於て行はるべきものなるを以て、その實務に於て、その目的と方法を誤らず（後略）』という記述を引用している。佐久間らの引用部分は、岩原が1925（大正14）年の『學校看護法』<sup>34)</sup>を解説した記述と考え、この『學校看護法』には、『學校看護婦を看護婦または産婆等の資格を有する者の中より選抜するは自然の事なるも、将来一般に教養ある婦人が學校衛生の智識及び技能を習得し、學校看護婦として活動するに至らんことは極めて望ましきことなりとす。』と、看護師とは異なる専門性が學校看護婦にあることを示唆している。さらには、『學校看護婦の勤務心得』として、『(1) 學校看護婦は自ら教育者の一人となることを忘れざること』という記述があり、教育職員であることを強調している。同様に歴史上重要な書籍である文部省『學校看護』<sup>35)</sup>には、『然るに、最近の發達にかかる學校看護婦は、學校衛生の実務者として、能く叙上の缺点を補ひ、學校医を助け、學校教員と協力し、或いは家庭又は社会的諸事業との連絡を密にし、學校衛生の全般に亘つて主として実行の部面を擔当し以て學校衛生の実績を挙ぐるに努むるものであるから、學校看護婦の勃興は、我国學校衛生の前途に新たなる生面を開拓せるものといふべく、學校看護事業たるや誠に多望であるといはなければならぬ。』とあり、學校看護婦の重要性を示唆している。

日本の学校において学校看護婦が誕生したのは1905（明治38）年である。それ以来、前述のように学校に配置された「看護婦」について、制度確立がなされなかつたが、「学校看護婦」は、職名として一般的に使用されている状況にあり、学校衛生を守る教育職員として、重要な役割を果たすことが期待されていた。また、「学校看護婦」の職務もしくは職務内容として、臨床看護とは異なるものであることを強調し「学校看護」をとらえていた。

## 4) 学校における「看護師」に関するここと

学校における「看護師」の活動等についての文献は13件あり、1995（平成7）年に初めて発表されてから、2010（平成22）年以降、急増している。1995（平成7）年、中村<sup>36)</sup>は、東京都の肢体不自由養護学校における看護婦（当時の職名）の取組を報告した上で、

医療行為を必要とする子どもへの支援システムを構築することの重要性を指摘している。1999（平成11）年、斎藤<sup>37)</sup>は、養護学校における医療的ケアの実施にあたり、学校における看護師の重要性を述べている。2009（平成21）年、鈴木<sup>38)</sup>は、医療的ケアを必要とする児童生徒のために配置される看護師を「学校看護師」と表現し、子どもと保護者の両者を支援する必要性を指摘し、「学校看護師」の活動を教員とのパートナーシップのもと、医療的ケアを中心とした子どもと保護者の支援としている。2011（平成23）年、永島ら<sup>39)</sup>は、兵庫県特別支援学校看護師研究会の活動として、学校での看護師の立場や教諭との連携についての情報交換やケア技術向上のための研修について、報告している。秋元ら<sup>40)</sup>は、病院看護師が、学校看護職員と連携することの重要性を指摘している。2013（平成25）年と2016（平成28）年に、柳本ら<sup>41) 42)</sup>は、特別支援学校に配置された看護師295名を対象に、医療的ケアを支える看護師の専門性と研修にあり方にに関する調査を行い、研修機会が不十分であることを指摘している。2018（平成30）年、清水<sup>43)</sup>は、小学校において看護師よりケアを受けた経験のある児童7名にインタビュー調査を行い、学校看護師の役割を検討している。他の文献も同様に、学校に配置された看護師を「学校看護師」と表記している<sup>44)-48)</sup>。

以上のように、学校に配置された「看護師」を「学校看護師」と表現しているものの、学校における看護師による「看護」を「学校看護」として説明する記述はみられなかった。

##### 5) 諸外国のスクールナースに関すること

諸外国のスクールナースに関する文献は、5件あった。1965（昭和40）年、陶山<sup>49)</sup>は、アメリカにおけるスクールナースの歴史を記した論文を翻訳して紹介している。この文献では、スクールナースの日本語訳として、「学校看護婦」と表記している。2003（平成15）年、佐藤<sup>50)</sup>は、フランスのスクールナースの権限について、宗教の考え方や社会の現状から検討している。ここでは、《infirmières scholaires》を学校看護婦と翻訳している。2006（平成18）年、笠置<sup>51)</sup>は、米国のスクールナースとわが国の養護教諭の職務内容を比較して、わが国の課題として、関連職員の充実や支援システムの確立、養護教諭の看護能力の向上を指摘している。

以上のように、諸外国のスクールナースに関する文献からは、"School Nurse" の訳語としての「学校

看護婦」、または "School Nursing" の訳語としての「学校看護」が用いられていたが、「学校看護」の内容や定義を説明する記述はみられなかった。

##### 6) 「看護師養成」に関すること

2000（平成12）年以降、「看護師養成」に関する文献として2件が抽出された。2005（平成17）年、石井<sup>52) 53)</sup>は、看護大学で行われている学校看護実習における学生の学びについて述べている。学校看護実習の目標を「比較的健康度の高い学齢期の小児を対象に、学校生活集団を単位に展開する看護を学ぶ」とし、学校現場における養護教諭の活動見学、学校の概要、学校保健活動の実際、学級活動等への参加を行い、その成果を報告している。看護の対象としての小児、地域看護、公衆衛生看護の一部として、学校看護をとらえていた。

##### 7) 「養護教諭養成」に関すること

2000（平成12）年以降、養護教諭養成に関連した文献として3件が抽出された。2003（平成15）年、宮城<sup>54)</sup>は、養護教諭養成における臨床実習を効果的に実施するための方策を提示している。その中で、養護教諭の職務の中に基本的な看護活動が占める割合が高く、養護教諭養成において看護活動の修得が重要であることを指摘している。しかし、この看護活動を「学校看護」としては説明しておらず、要旨において学校看護婦の歴史に触れている。2018年、山田ら<sup>55)</sup>は『「学校看護」は、教育職員免許法の養護に関する科目の中の「看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）」10単位に含まれる看護系・医学系科目のうち、養護教諭に特化した看護の知識や技術であり、養護実践を展開する上で必要な看護に関する知識と技術である。』と定義した上で、養護教諭養成教育で教授する学校看護技術を提案している。また岡田ら<sup>56)</sup>は、学校で取り扱う看護技術に特化した養護教諭養成のための学修教材を開発し、学校看護実習における成果と課題を報告している。

以上のように、養護教諭養成においては、養護教諭に必要な看護の知識や技術を「学校看護」と説明していた。

##### 8) 「医療的ケア」に関すること

2000（平成12）年以降、「医療的ケア」に関連した文献として7件を抽出した。2001（平成13）年、吉利<sup>57)</sup>は、アメリカにおける医療的ケアを必要とする児童へ

の「特殊教育関連サービス」として認定される範囲や内容について、判例の動向から考察し、スクールナースによる医療的ケア等が学校から提供されることを「学校看護サービス」と表現している。2003（平成15）年、宮下ら<sup>58)</sup>は、養護学校における医療的ケアの現状を述べる中で、学校看護婦や訪問看護婦制度の必要性を指摘している。齋藤ら<sup>59)</sup>は、東京都の肢体不自由養護学校における看護師配置の実績から、看護師配置の重要性を指摘している。2014（平成26）年、高村ら<sup>60)</sup>は、公立学校教職員132名を対象に、学校における医療的ケアを誰に行ってほしいかとする調査を行った。この調査結果のまとめの中で、医療的ケアの担い手として、学校に常駐する看護師を「学校看護師」と表現している。2017（平成29）年、盛岡ら<sup>61)</sup>は、特別支援学校における医療的ケアについて、保護者のニーズを述べる中で、学校に配置された看護師を「学校看護師」と表現した上で、その活動のあり方を論じている。2018（平成30）年、高田屋ら<sup>62)</sup>は、医療的ケア対象児の訪問教育について述べている。学校に配置された看護師を「学校看護師」と表現し、学校看護師の配置により訪問教育の対象であった児が、通学という教育形態を選択することについての支援のあり方について述べている。

以上のように、学校における「医療的ケア」を論じる上で、「医療的ケア」を必要とする子どもの支援を円滑に進めていくために、学校に配置される「看護師」を「学校看護師」と表現している。「学校看護」の内容に言及した記述はみられないが、学校において看護師によって行われる「医療的ケア」を「学校看護」ととらえているものがあった。

## 9) 「特別支援教育」に関すること

「特別支援教育」に関する文献として2件が抽出された。2005（平成17）年、瀧澤<sup>63)</sup>は、学校保健における「ケア」と「医療的ケア」の関係を論じるために、学校保健の歴史にふれ、学校看護婦の職務について、「学校看護はその発足当初はトラホームや虚弱児などの特定の健康上の問題を持った子どもを対象としていたが、後に学校看護婦の職務領域は拡大し、学校の児童生徒の健康管理全般を掌握するようになった」と述べている。また、「学校看護婦が行っていた学校看護や養護教諭による学校の養護活動は、複数配置などの少数の場合を除けば、単独の主体によるきわめて独任性の高い行為である」としている。2012（平成24）年、川崎<sup>64)</sup>は、ダウン症候群の子どもの母親に

対してインタビュー調査を行い、出生から小学校就学までのエピソードに沿った母親の思いから、母子保健から学校教育につなぐ支援の重要性について指摘している。本文献は、キーワードに「学校看護」を掲げているが、本文中から「学校看護」の内容を明らかにすることはできなかった。

## 10) 「保健教育」に関すること

保健教育に関する文献として、1件が抽出された。1999（平成11）年、内山ら<sup>65)</sup>は、学校保健及び保健教育実践について、その取り組みの成果を評価している。この文献の冒頭で、わが国の学校保健について、『学校看護枠ではなく養護教諭や三師の制度をもち』と表わし、制度として学校保健法の下、全国的に統一した運営がなされていることの重要性を述べている。この文献中の「学校看護」が何を示しているのかは、記述からは読み取ることができなかった。

## IV. 考察

### 1) 「学校看護」のとらえ方

1970～80年代は、日本学校保健学会がその学術雑誌である「学校保健研究」において、「学校看護」を考える」という特集を組んで議論していることからも、「学校看護」は、当時の重要なトピックスであった。今回分析対象とした文献以外でも、1977（昭和52）年に愛知養護教諭教育研究会は、学校現場の養護教諭が「臨床とは異なる「看護学」を望んでいる」ことを指摘している<sup>66)</sup>。石原<sup>67)</sup>は、『「学校看護」を單にけが人の発生に際して行う看護（傷病の手当）であると狭義に解釈するならば、養護教諭の存在は必要とされないだろう』としながらも、養護教諭の「学校における救急看護」の役割の重要性を強調している。

このころの「学校看護」は、看護に関する知識・技能を用いて展開する「養護活動」そのものを指していたと考えられるが、議論の中心は、「看護の一部としての養護」なのか「養護の一部としての看護」なのかの位置づけに関するものであった。とりわけ、救急処置に関する事項は、看護能力を必要とするが、一方で、学校（養護教諭）独自の技術や能力が必要であることは、多くの文献に共通して指摘される事項であった。

1990年（平成2）以降、「学校看護」そのものを議論する文献は少なく、その他の文献からは「学校看護婦」の位置づけ等史実の分析、学校において「看護

師」資格を持つ行政職の制度や職務をどう考えるかの議論が多数といえる。すなわち、「学校看護」が一般化した用語として使用されるようになったというよりは、むしろ、「学校看護」そのものを用語として使用しなくなつた可能性がある。

その背景として、養護教諭の職務について、1949（昭和24）年、中等学校保健計画実施要領（試案）においては、「養護教諭は学校教育法第二十八条第五項に従つて生徒の看護及び保護を受け持つものとする」とされており、養護教諭の職務としての「看護」が明記されていた。さらに1958（昭和33）年の学校保健法制定の際に法の立案事務に関わった瀧谷らの著書である「学校保健実務必携」<sup>68)</sup>に記された養護教員の職務内容には、「救急看護」の言葉があった。しかし、1972（昭和47）年、保健体育審議会答申「児童生徒等の健康の保持増進に関する施策について」に示された養護教諭の役割に「看護」の言葉はなく、同答申に伴つて発刊された「新学校保健実務必携」<sup>69)</sup>では養護教員の職務内容が8項目に整理され、「救急処置」という表現になつてゐる。これまで養護教諭の職務内容の一つと考えていた「看護」や「救急看護」が、その言葉を失つてよいのかという議論、さらには、養護教諭の果たす「看護」は、医療機関等における看護師による「看護」とは異なる独自ものであるという議論につながつていった。以降、養護教諭の職務等について言及した1997（平成9）年、保健体育審議会答申「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について」、2008（平成20）年、中央教育審議会答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するためには学校全体としての取組を進めるための方策について」においても、「学校看護」「救急看護」等の言葉は明記されなかつた。以上のような歴史的背景の流れの中、養護教諭の職務内容としての「看護」は、1990年代以降ほとんど使用されておらず、その理由として養護教諭が行う支援は、看護師が行う「看護」とは異なるものであるととらえられるようになつたからではないかと推察される。

## 2) 「学校救急看護」という考え方

養護教諭の専門領域における職務内容の一つである“健康管理”的「救急処置」は、養護教諭が子どもの状態を判断し、その上で適切な処置が必要となる。このことは、1980（昭和55）年ごろの議論においても、「判断とそれに伴う適切な処置が重要であり、専

門的な能力」ととらえており、突発的な対処を「救急処置」、養護診断をし、養護計画を立てて行うものを「救急看護」と分類する考え方もあった。その他にも救急看護活動、学校救急看護などの用語がみられる。

日本学校救急看護学会<sup>70)</sup>は、その学会名称を小倉学が養護教諭の専門的機能として示した「学校救急看護」を用いたことを紹介している。小倉学<sup>71)</sup>は、1963（昭和38）年に「看護の専門分化と養護教諭の機能」の中で、養護教諭の専門的機能として、「学校救急看護」をあげ、『臨床看護を業とする看護婦独自の機能と部分的には共通の面を持っているが全く共通ではない。学校救急看護としたのは、養護教諭独自の機能があるという意図からである』と述べた。その上で、「学校救急看護」の中で重視されねばならないのは、保健室でその予後を推測しながら適切に判断をくだす、救急看護の判断であるとしている。当時の同学会理事長である大谷<sup>72)</sup>は、学会設立時に、「学校救急看護」の用語が適當なのかも含めて検討していくとし、「救急看護」「救急処置」「応急手当」「応急処置」の違いについて整理する必要性を述べている。しかし残念ながら、その後、同学会によるこれらの用語についての解釈および説明は見あたらなかつた。学術雑誌においては、「学校救急看護」という用語は、学校における養護教諭の行う「救急処置」を指して用いられており<sup>73-75)</sup>、臨床看護とは異なる能力や技術であることが議論の中心となつてゐると考えられる。

## 3) 学校における「看護師」の配置と「医療的ケア」

学校に医療的ケアに対応するために配置されている看護師は、2006（平成18）年には、707名の配置であったが、2017（平成29）年には、1807名と倍増しており、年々増加傾向にある<sup>76)</sup>。中央教育審議会<sup>77)</sup>は「特別な教育的支援を必要とする児童生徒を直接又は間接的に支援する職員や、高度化、複雑化した医療的ケアに対応できる看護師等を配置し、教職員がチームで、質の高い教育活動を提供していく必要がある」と指摘している。「医療的ケア児」については、平成28年6月の児童福祉法の一部改正において法律上初めて定義付けられ、支援体制の整備が地方公共団体の努力義務となった（同法第56条の6第2項）こともあり、今後一層の支援が求められる。2019（平成31）年、学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）<sup>78)</sup>により、「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議 最終まとめ」を示している。これらの文書における「看護師」もしくは「看護師等」の表記はある

が、「学校看護師」は見あたらない。「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議 最終まとめ」においては、「看護師等」とは看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号第二条第一項「この法律において「看護師等」とは、保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。」）と同義であるとしている。

一方で、今回対象としたいくつかの文献では、「学校看護師」と記載されているものがあったが、これは学校という場に配置された「看護師」の名称として使用されているものであった。「医療的ケア」や学校における「看護師による処置等」を「学校看護」として説明するものはほとんどなく、「医療的ケア」に対応するために学校に配置された「看護師」を病院という場の「看護師」と区別するために表記上、用いられているに過ぎないと推察される。

#### 4) 養護教諭養成における「学校看護」

養護教諭養成における「学校看護」のとらえ方について、1991（平成3）年中村<sup>79)</sup>は、養護教諭養成課程における看護関係のカリキュラムを「学校看護（学）」として解釈し、報告している。このことは、1980年代の養護教諭の担う「学校看護」とは何かという議論を経て、従来の臨床看護で必要な看護学ではなく、養護教諭に必要な看護学の内容があるという考え方といえる。2015（平成27）年、養護教諭養成大学116大学を対象とした廣原らの調査<sup>80)</sup>においても、「学校看護学」を講義の科目名称としている大学がみられ、養護教諭養成における基礎学問として、「学校看護学」を位置づけている。

養護教諭一種免許状を取得する上で必要な「養護に関する科目」は、表3の通りであり、看護学の修得は養護教諭の力量形成の大きな割合を占めている。2002（平成14）年から、これらの「養護に関する科目」の内容についての構造化・体系化を検討してきた日本教育大学協会全国養護部門は、養護教諭養成モデル・コア・カリキュラムを教員としての養護教諭の①基本原理、②発達過程にある子どもの理解、③発達観・健康観の育成と養護実践を進める方法、④養護実践の方法と内容、⑤臨地における実地研究の5領域で構成されることを提案している。このモデル・コア・カリキュラムにあてはめて「養護に関する科目」を考えると、ほとんどの科目で、養護を実現するための基礎原理の部分と実践方法と内容が含まれるといえ、とりわけ、看護学10単位については、当然養護実践の方法と内容

を含むものとなるはずである。このことからは、上述の中村の見解の通り、養護教諭に必要な看護学の内容があるという考え方と合致する。

表3 養護に関する科目（28単位）

科目名称	最低修得単位数
衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	4
学校保健	2
養護概説	2
健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	2
栄養学（食品学を含む。）	2
解剖学・生理学	2
「微生物学、免疫学、薬理概論」	2
精神保健	2
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	10

また、養護教諭養成に関する文献と看護師養成に関する文献の両者に共通して、用いられていた「学校看護実習」という言葉は、その意味合いが異なっていた。養護教諭養成においては、学校で取り扱う看護技術に特化した養護教諭養成のための学修教材を用いた「学校看護実習」であったのに対して、看護師養成では、比較的健康度の高い学齢期の小児を対象に、学校生活集団を単位に展開する看護を学ぶ「学校看護実習」であった。すなわち、看護師養成では、公衆衛生看護や地域看護の一部として「学校看護」をとらえているのに対し、養護教諭養成においては、学校で使用する看護技術を「学校看護」としている。

これらのことより、養護教諭養成における看護学全体を「学校看護学」ととらえることが妥当であると考える。むしろ、養護実践を展開する上での基礎学問としての「学校看護学」があり、「学校看護学」で学んだ知識・技術を用いて、子どもの発達を支援する方法を学ぶのが「養護実践学」であると考える。

## V. 結論

「学校看護」をキーワードとして抽出された82件の文献を分析した結果、「学校看護」は、1980年代に広く使われ、議論された用語であった。1980年代は、看護に関する知識・技能を用いて展開する「養護活動」のことを指していたと考えられる。とりわけ、救急処置に関する事項は、看護能力を必要とするが、一方で、臨床看護とは異なる学校（養護教諭）独自の技術や能力が必要であり、その内容を明確にする必要性については、多くの文献に共通した指摘であった。1990年以降は、養護教諭の活動に対して「学校看護」を使

用することそのものが少なくなった一方で、養護教諭養成においては、「学校看護学」や「学校看護実習」という科目名が存在している。養護教諭一種免許状を習得する上では「看護学」10単位が必須であることからも、「学校看護」とは、看護師が臨床で行う「看護」とは異なる部分があり、養護教諭が学校において養護実践を展開する上で必要とされる看護に関する知識・技術であると考えられた。

## 付記

本研究は、JSPS 科研費 JP15K04209, JP20H01690 の助成を受けたものである。

## 文献

- 1) 文部科学省（総合教育政策局教育人材政策課）：養護教諭の免許資格を取得することのできる大学 Available at: [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/daigaku/detail/\\_1287086.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/daigaku/detail/_1287086.htm), Accessed March 18, 2019
- 2) 岩原拓, 中川正儀：学校看護法, 右文館, 東京, 第3版, 1925
- 3) 文部省：学校看護, 右文館, 東京, 初版, 1928
- 4) 飯田澄子：学校看護をめぐる自由集会の記録, 学校保健研究, 17 (2), 97-98, 1975
- 5) 高松むつ：自由集会「学校看護集会」に関する記録（第24回日本学校保健学会の記録-2-〈特集〉）, 学校保健研究, 20 (2), 80-85, 1978
- 6) 堀内久美子：看護と養護をめぐって（1）自由集会より, 学校保健研究, 22 (12), 572-573, 1980
- 7) 福田邦三：学校看護と学校養護（「学校看護」を考える〈特集〉）, 学校保健研究, 22 (12), 551, 1980
- 8) 白戸三郎：学校看護と養護教諭（「学校看護」を考える〈特集〉）, 学校保健研究 22 (12), 552-556, 1980
- 9) 萱場治：養護教諭の職務についての一考察, 学校保健研究, 22 (12), 557-565, 1980
- 10) 小林冽子：養護教諭の職務を考える, 学校保健研究, 22 (12), 566-567, 1980
- 11) 土屋滋：看護の職務分化と必然性 - 学校保健の立場から, 学校保健研究, 22 (12), 568-569, 1980
- 12) 橋本秀子：学校看護の専門性 -- 看護の中の位置づけと問題点, 学校保健研究, 22 (12), 570-571, 1980
- 13) 堀内久美子：前掲書 6)
- 14) 飯田澄子：看護と養護をめぐって（2）学校看護研究会より, 学校保健研究, 22 (12), 574-576, 1980
- 15) 池田哲子：養護教諭養成課程における看護の位置づけ, 学校保健研究, 22 (12), 577-579, 1980
- 16) 宮部黎子：学校保健活動と看護の機能 -- 現場の立場から, 学校保健研究, 22 (12), 580-582, 1980
- 17) 藤原素子：学校看護の歴史的考察, 北海道女子短期大学研究紀要, 30, 99-105, 1994
- 18) 藤井寿美子：看護理論を学校看護に活用, 名古屋学芸大学短期大学部研究紀要, 1, 36-42, 2004
- 19) 大原榮子, 黒澤宜輝, 垣内シサエ他：養護教諭の専門性と学校看護の捉え方についての研究, 名古屋学芸大学短期大学部研究紀要, 8, 14-33, 2011
- 20) 杉浦守邦：養護教諭はどうしてこの名が付いたか, 日本養護教諭教育学会誌, 5 (1), 14-23, 2002
- 21) 大野泰子：養護実践の充実を導く保健室経営 / 実態調査と経営研修会から保健室経営を考える, 鈴鹿大学短期大学部紀要, 36, 37-47, 2016
- 22) 早坂幸子：宮城県における学校看護婦の誕生, 学校保健研究, 40 (3), 282-289, 1998
- 23) 二宮一枝：近代岡山における健康文化村の創成 - 済世顧問山本徳一の実践, 岡山県立大学保健福祉学部紀要, 12, 1-10, 2005
- 24) 山根節子：近代日本における看護婦養成の変遷と現代への示唆 - 明治元（1868）年～終戦（1945）年 -, 看護学統合研究, 7 (1), 48-59, 2005
- 25) 杉浦守邦：大正時代都市政策として導入された大阪市学校看護婦事業, 日本医史学雑誌, 52 (1), 56-57, 2006
- 26) 三井登：結核感染児童の増加と予防対策：都市小児結核予防所設置（1939年）を中心として, 体育學研究, 51 (5), 623-633, 2006
- 27) 石川フカエ：日本初公費負担学校看護婦〈廣瀬ます〉に関する研究 - 現地調査と文献検討を中心に -, 川崎医療福祉学会誌, 22 (2), 136-146, 2013
- 28) 竹下智美：昭和初期における学校看護婦の執務の変化 - 雑誌『養護』における子ども観の分析を中心に -, 埼玉大学紀要 教育学部, 62 (2), 31-40, 2013
- 29) 滝内隆子, 岡本千尋：学校看護婦の再教育：全国学校看護婦講習会に焦点をあてて, 日本看護歴史学会誌, 29, 49-61, 2016
- 30) 滝内隆子, 岡本千尋：富山市における学校看護婦の設置と職務内容 - 大正15年～昭和15年迄 -, 日本看護歴史学会誌, 30, 46-60, 2017
- 31) 石川フカエ：「廣瀬ます」に関する考察 - 日本初の公費負担による学校看護婦の養護活動を通して -, 福岡県立大学看護学部紀要, 7 (2), 47-55, 2010
- 32) 斎藤繁, 中村尚子：肢体不自由養護学校における医療的ケアと看護師の役割：東京〈各地からの報告〉, 障害者問題研究, 31 (3), 240-245, 2003
- 33) 佐久間優, 石橋肇, 渋谷鉄, 谷津三雄：学校看護法大意について（日本歯科医史学会第23回（平成7年度）学術大会講演抄録）, 日本歯科医史学会会誌, 21 (1), 28-29, 1995
- 34) 岩原拓：前掲書 2)
- 35) 文部省：前掲書 3)
- 36) 中村尚子：東京都の養護学校における学校看護婦の位置と役割, 日本教育学会大會研究発表要項, 54, 236-237, 1995
- 37) 斎藤秀子：東京都立墨東養護学校での取り組み -- 本校における医療的ケアの実際と学校看護婦の役割, 肢体不自由教育, 139, 50-54, 1999
- 38) 鈴木真知子：在宅療養中の重度障害児保護者の子育て

- 観, 日本看護科学会誌, 29 (1), 32-40, 2009
- 39) 永島美香, 女鹿瞳, 勝田仁美: 兵庫県特別支援学校看護師研究会(ピアサポート)の活動, 小児看護, 34 (2), 229-233, 2011
- 40) 秋元陽子, 小室佳文: 子どもと家族のQOL向上をめざす病院と特別支援学校との看護の連携, 小児看護, 34 (2), 184-188, 2011
- 41) 柳本朋子, 猪狩恵美子: 医療的ケア実施体制を支える看護師の専門性と研修のあり方—九州・沖縄地区特別支援学校看護師調査より—福岡教育大学教育総合研究所附属特別支援教育センター研究紀要, 5, 9-24, 2013
- 42) 柳本朋子, 田中千絵, 松原まなみ他: 特別支援学校の医療的ケア実施体制を支える学校看護師配置と課題, 聖マリア学院大学紀要, 7, 27-34, 2016
- 43) 清水史恵: 地域の小学校で学ぶ医療的ケアを要する子どもが認識する学校看護師の役割, 小児看護, 41 (2), 250-255, 2018
- 44) 本多祐子: 看護師が通常学校特別支援教育支援員として従事することの貢献可能性と課題—連絡ノートの分析を通して—東京福祉大学・大学院紀要, 5 (1), 51-61, 2014
- 45) 柳本朋子, 田中千絵, 松原まなみ他: 医療的ケア実施体制を支える看護師配置と研修の実態—特別支援学校看護師調査より—, SNEジャーナル, 20 (1), 178-195, 2014
- 46) 田代実香, 謙訪さゆり: 地域の小中学校に通学する医療的ケアが必要な子供の社会性の獲得への支援に関する学校に勤務する看護師の認識—周囲との相互作用に焦点をあてて—, 千葉看護学会会誌, 24 (1), 13-21, 2018
- 47) 田中千絵, 猪狩恵美子: 特別支援学校における看護師の役割と医療的ケア—特別支援学校看護師調査より—, 福岡女学院大学紀要 人間関係学部編, 19, 25-30, 2018
- 48) 田中千絵, 猪狩恵美子: 特別支援学校における医療的ケア実施体制の課題—学校看護師の意識を中心に—, 福岡女学院大学大学院紀要 発達教育学, 5, 59-66, 2018
- 49) 陶山和子: E.H. トループ: 学校看護婦の60年, 学校保健研究, 7 (11), 29-30, 1965
- 50) 佐藤典子: 看護職権限と宗教的伝統—フランスにおける学校看護婦の自律性とその社会的承認, 昭和薬科大学紀要, 37, 39-48, 2003
- 51) 笠置恵子, 若松舞紀, 津島ひろ江: 日米における学校保健を支える人的資源の比較研究, 人間と科学 県立広島大学保健福祉学部誌, 6 (1), 125-132, 2006
- 52) 石井康子: 学校看護実習からの学生の学び, 岐阜県立看護大学紀要, 5 (1), 65-70, 2005
- 53) 石井康子, 泊祐子, 長谷川桂子他: 学校看護実習からの学生の学び(第2報), 岐阜県立看護大学紀要, 7 (1), 3-9, 2006
- 54) 宮城由美子, 棚直美, 大庭優子, 野村弓: 養護教育科における臨床実習—その問題点と課題—九州女子大学紀要(自然科学編), 40 (2), 71-83, 2003
- 55) 山田玲子, 葛西敦子, 福田博美他: 養護教諭養成教育で教授する学校看護技術の提案, 日本養護教諭教育学会誌, 21 (2), 61-72, 2018
- 56) 岡田加奈子, 鎌塚優子, 籠谷恵他: 養護教諭養成における学校看護実習の授業効果を向上させる取り組みとその評価—自作映像教材の開発と写真入り教授マニュアル—, 千葉大学教育学部研究紀要, 66 (2), 239-247, 2018
- 57) 吉利宗久: アメリカ合衆国における医療的ケアを要する障害児の学校看護サービス—判例の動向を中心に, SNEジャーナル, 6 (1), 65-92, 2001
- 58) 宮下育恵, 高柳ふみ, 杉田克生: 肢体不自由養護学校における医療的ケアの現状について, 千葉大学教育学部研究紀要(I. 教育科学系), 51, 201-206, 2003
- 59) 斎藤秀子: 前掲書 37)
- 60) 高村大輔, 澤田光大, 井關登志子他: 教職員が学校での医療的ケアに対して地域医療機関の看護師に求めること, 日本看護学会論文集 地域看護, 44, 152-155, 2014
- 61) 盛岡淳美, 松浦和代: 特別支援学校における児童生徒の医療的ケアに関する保護者の視点からみた現状の問題とニーズ, 日本小児看護学会誌, 26, 118-124, 2017
- 62) 高田屋陽子, 高橋省子: 特別支援学校における重度・重複障害児をめぐる教育の現状と課題—医療的ケア対象児における訪問教育の今後のかかわりー, 秋田大学教育文化学部教育実践研究紀要, 40, 157-166, 2018
- 63) 潤澤利行: 学校保健と特別な教育的ニーズ—その共通基盤と固有性(特集: 通常学校における特別なニーズへの対応), SNEジャーナル, 11 (1), 73-94, 2005
- 64) 川崎裕子: ダウン症候群の子どもの母親の思いを支える継続支援のあり方: 一出生から小学校就学までのインタビューからー, 日本遺伝看護学会誌, 10 (2), 10-14, 2012
- 65) 内山源, 仙波美千世, 中野友美: 学校保健及び保健教育実践・運動の評価と「外的事項」改善・変革: 喫煙行動に対する教育運動とその成果・評価の側面から, 茨城女子短期大学紀要, 26, 125-152, 1999
- 66) 愛知養護教諭教育研究会: 養護教諭養成機関における看護学教育の一考察 第一報現職養護教諭の必要としている看護学および看護学実習の内容, 学校保健研究, 19 (4), 190-195, 1977
- 67) 石原昌江: 養護教諭の職務に関する研究(第2報)—看護の機能について—, 学校保健研究, 19 (8), 390-395, 1997
- 68) 濵谷敬三, 荷見秋次郎, 湯浅謹而著: 第三次改訂版学校保健実務必携, 第1編第11章 学校保健関係職員及び「学校保健運営組織(3) 養護教員, 485-486, 第一法規, 1966
- 69) 濱谷敬三, 荷見秋次郎, 湯浅謹而著: 新学校保健実務必携, 第1編第11章 学校保健関係職員及び「学校保健運営組織(3) 養護教員, 505-506, 第一法規, 1972

- 70) 大谷尚子：養護教諭の専門性と学校救急看護，学校救急看護研究，1 (1), 2-8, 2008
- 71) 小倉学：養護教諭 その専門性と機能，東山書房，1970
- 72) 大谷尚子：学校救急看護の基本と今後の課題－本学会10年のあゆみから－，学校救急看護研究，9 (1), 13-21, 2016
- 73) 塩田瑠美，笹川まゆみ，大谷尚子：養護教諭がヒヤリ・ハットした事例－学会員へのアンケート調査より－，学校救急看護研究，1 (1), 15-22, 2008
- 74) 竹田由美子，塩田瑠美，大谷尚子：保護者からのクレームを受けた事例分析からの学校救急看護の問題と課題，学校救急看護研究，1 (1), 23-27, 2008
- 75) 大谷尚子，石井まゆみ，塩田瑠美：学校救急看護にかかる養護教諭の実践上の課題と研鑽，学校救急看護研究，1 (1), 28-36, 2008
- 76) 文部科学省：平成29年度特別支援教育に関する調査の結果について

Available at: [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/1402845.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1402845.htm)

Accessed September 29, 2020

- 77) 中央教育審議会：チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）（中教審第185号）平成27年12月21日
- 78) 学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）30文科初第1769号平成31年3月20日 Available at: [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1414596.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1414596.htm), September 29, 2020
- 79) 中村朋子：養護教諭養成課程における看護教育の現状と問題点，学校保健研究，33 (12), 560-567, 1991
- 80) 廣原紀恵，上村弘子，河田史宝他：養護教諭養成大学における「看護学」領域のカリキュラムに関する検討，日本養護教諭教育学会第24回学術集会抄録集，100, 2016

(2021.1.8 受理)